

## 高齢者講習、認知機能検査、運転技能検査のご案内

令和4年5月

- 講習を受けなければならない理由(道路交通法第101条の4)  
運転免許証の有効期間満了日の年齢が満70歳以上の方は、高齢者講習を受講しなければ運転免許証を更新できません。  
また、満75歳以上の方は、認知機能検査を受検する必要があります。
- 講習・検査を受けることができる期間  
誕生日の5か月前から運転免許証の有効期間満了日(誕生日の1か月後)まで6か月間
- 講習内容等  
(1)75歳未満の方  
認知機能検査を受けていただく必要はありません。次の高齢者講習を受講してください。

講習内容	手数料
講 義 30分 運転適性診断 30分 実車指導 60分	計2時間 6,450円

※ 実車指導は普通自動車対応免許の方のみ  
普通自動車対応免許以外(二輪、原付等)の方は実車指導を除く  
計1時間 手数料2,900円

- (2)75歳以上の方  
ア 認知機能検査  
認知機能検査の予約は、運転免許センターのみで行っています。  
更新期間満了日6か月以内に検査・講習を受け免許更新に備える必要があります。  
検査・講習の順序は問いませんので、ご要望があれば予約時にお尋ねください。

検査内容	手数料
○イラストを16枚記憶し、答える ○検査時の年・月・日・曜日・時間を答える	計1時間 1,050円

※ 認知機能検査は再受検可能ですが、その都度手数料がかかります。  
なお、診断書を提出していただくと検査が免除される場合があります。

### イ 高齢者講習

講習内容	手数料
講 義 30分 運転適性診断 30分 実車指導 60分	計2時間 6,450円

※ 実車指導は普通自動車対応免許の方のみ  
普通自動車対応免許以外(二輪、原付等)の方は実車指導を除く  
計1時間 手数料2,900円